

公共工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要領

第1 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)及び法第15条第1項に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、苦情処理の手続について定めるものである。

第2 対象となる工事及び業務委託

- 1 本要領による苦情処理の対象となる工事(山梨県建設工事執行規則(昭和44年3月31日山梨県規則第20号)第2条第1号の工事をいう。以下同じ。)及び工事に係る調査、設計等の業務委託(以下「委託」という。)は、原則として以下のとおりとする。ただし、政府調達協定の対象となる工事、県の行為を秘密にする必要があるもの、工事においては予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が400万円を超えないもの及び委託においては予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が200万円を超えないものを除く。

- (1) 一般競争入札方式によった工事及び委託
- (2) 公募型指名競争入札方式によった工事及び委託
- (3) (2)以外の指名競争入札方式(以下「通常指名競争入札方式」という。)によった工事及び委託
- (4) 随意契約によった工事及び委託

- 2 政府調達に関する協定の対象工事については、政府調達に関する協定第20条に定める苦情処理手続の整備について(平成7年12月1日付け自治大臣官房総務審議官通知)に基づく山梨県政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第3 一次苦情申立て

- 1 入札参加資格がないと認めた者に対する理由等の通知

契約担当者(山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第2条第11号の契約担当者をいう。以下同じ)は、一般競争入札において、入札参加資格確認申請書を提出した者のうち当該工事について入札参加資格がないと認めた者に対して、資格がないと認めた理由を山梨県電子入札システムにより通知、又はインターネットにより、山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービスのホームページの入札結果で公表するものとする。

- 2 非指名理由等の通知

契約担当者は、公募型指名競争入札において、技術資料を提出した者のうち当該工事及び委託について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を山梨県電子入札システムにより通知するものとする。

3 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

（1）一般競争入札

ア 入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がないとされた者で、当該理由に対して不服がある者は、契約担当者に対して参加資格がないとした理由についての説明を求めることができる。

イ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

（2）公募型指名競争入札

技術資料を提出した者のうち、契約担当者による非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、契約担当者に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

（3）通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、契約担当者に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

（4）随意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年5月24日法律100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）又は当該契約と同一の業種区分の有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、契約担当者に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

4 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、インターネットにより、山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービスのホームページの質疑応答から質問すること。

（1）第3の3（1）アに掲げる苦情にあつては、契約担当者が入札参加資格の確認結果を通知した日（この日以降に入札参加資格がないとされた者は、入札結果の公表を行った日）の翌日から起算して7日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内

（2）第3の3（1）イに掲げる苦情にあつては、契約担当者が総合評価についての落札者

決定の公表を行った日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内

(3) 第3の3(2)及び3(3)に掲げる苦情にあつては、契約担当者が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから5日（休日を除く。）以内

(4) 第3の3(4)に掲げる苦情にあつては、契約担当者が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内

5 苦情申立てへの回答

(1) 苦情の申立てがあつた場合は、契約担当者は、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して、第3の3(1)に掲げる苦情にあつては10日、その他の苦情にあつては5日（休日を除く。）以内にインターネット山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービスのホームページの回答検索（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

(2) (1)にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、(1)に規定する回答期間を延長することができる。この場合において、契約担当者は、苦情申立て者に対し、遅滞なく、苦情申立期間延長通知（様式1）を行うものとする。

6 苦情の申立ての却下

契約担当者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

7 苦情申立てについての教示

苦情の申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象工事及び委託に係るものに限る。

(1) 一般競争入札方式にあつては、入札公告に第3の3(1)に規定する事項を記載して教示すること。

(2) 公募型指名競争入札方式にあつては、技術資料作成要領又は技術資料の提出を求める際に送付する資料（以下「技術資料作成要領等」という。）に、第3の3(2)に規定する事項を記載して教示すること。

(3) 通常指名競争入札方式にあつては、指名競争入札通知書に第3の3(3)に規定する事項を記載して教示すること。

(4) 随意契約方式にあつては、見積依頼書に第3の3(4)に規定する事項を記載して教示すること。

8 苦情処理手続に係る明示

第3の1から5に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、本要領により対象となる工事及び委託に限るものとする。

(1) 第3の3(1)に係る手続については、入札公告に記載すること。

(2) 第3の3(2)に係る手続については、技術資料作成要領等に記載すること。

(3) 第3の3(3)及び3(4)に係る手続については、山梨県公共事業ポータルサイト情報公開サービスのホームページの質疑応答において明示すること。

9 苦情処理結果の公表

知事等は、インターネットにより、山梨県公共事業情報公開サービスのホームページの質疑応答から回答するとともに、公表するものとする。

第4 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

第3の5の回答書を受領した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事又は公営企業管理者に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法等

(1) 再苦情の申立ては、契約担当者から第3の5の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内に、再苦情申立書(様式2)により行うものとする。この場合において、書面の提出先は、県土整備部県土整備総務課とする。

(2) 再苦情の申立てがあった場合は、知事又は公営企業管理者は、第4の4(1)の場合を除き、速やかに、入札監視委員会設置要綱(平成13年10月12日付け土総3第10-7号)により設置される入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(3) 知事又は公営企業管理者は、再苦情の申立てを認めるかどうかを判断するに当たっては、入札監視委員会の意見を尊重するものとする。

3 再苦情申立てへの回答

(1) 再苦情の申立てへの回答は、委員会から意見書の送付を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、再苦情申立人に対し、再苦情申立回答書(様式3)により行うものとする。

(2) 再苦情の申立てへの回答は、当該申立てを認めない旨の回答にあつては当該申立てに根拠がないと判断した理由を、当該申立てを認める旨の回答にあつては知事又は公営企業管理者が講じようとする措置の概要を明らかにしてするものとする。

4 再苦情申立ての却下

(1) 知事又は公営企業管理者は、再苦情の申立てが次のアからエまでのいずれかに該当するときは、その申立てを却下することができる。

ア 2(1)に規定する申立期間を徒過してされたとき。

イ 第3の5の回答書を受領した申立者以外の者によるものであるとき。

ウ 苦情の申立てを却下された者によるものであるとき。

エ その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるとき。

(2) 知事又は公営企業管理者は、再苦情の申立てを却下したときは、その旨を、再苦情申立却下通知書(様式4)により再苦情申立人に通知するとともに、当該却下をした後に最初に招集される入札監視委員会の会議において報告するものとする。

5 再苦情申立てについての教示

第3の5の回答書中に、再苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

1、2及び3に係る手続については、第3の5の回答書中に記載して明示するほか、第3の8の方法により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

知事又は公営企業管理者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び知事又は公営企業管理者が回答した書面を速やかに公表するものとする。

8 再苦情の申立ての効力

再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げない。

附 則

1 本要領は、平成13年10月15日より施行する。

2 本要領による措置は、平成13年10月15日より前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。

附 則

本要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

本要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1

苦情申立期間延長通知書

第 号
年 月 日

苦情申立者の住所氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

商号又は名称

代表者氏名 殿

印

年 月 日付けの苦情の申立てについて、回答期間を延長しましたので、下記のとおり通知します。

1 苦情申立の対象となる工事名、入札・契約番号

入札・契約番号 〇〇課 01-〇〇〇〇

工事名

2 延長後の期間及び延長の理由

様式 2

再苦情申立書

年 月 日

山梨県知事（公営企業管理者） 殿

再苦情申立者の住所氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称

代表者氏名

印

1 再苦情申立の対象となる工事名、入札・契約番号

入札・契約番号 〇〇課 01-〇〇〇〇

工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

様式 3

再苦情申立回答書

第 号
年 月 日

再苦情申立者の住所氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

商号又は名称

代表者氏名 殿

印

年 月 日付けの再苦情の申立てについて、下記のとおり回答します。

1 再苦情申立の対象となる工事名、入札・契約番号

入札・契約番号 〇〇課 01-〇〇〇〇

工事名

2 申立事項への説明

様式 4

再苦情申立却下通知書

第 号
年 月 日

再苦情申立者の住所氏名

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

商号又は名称

代表者氏名 殿

印

年 月 日付けの再苦情の申立てについて、下記のとおり却下しましたので、通知します。

1 再苦情申立の対象となる工事名、入札・契約番号

入札・契約番号 〇〇課 01-〇〇〇〇

工事名

2 却下する理由